

調査研究レポート

No.11

「大学生アルバイト調査（2025 年実施）」報告書（概要）

U A ゼンセン政策サポートセンターでは、大学生アルバイトの実態を明らかにすることを目的として、「大学生アルバイト調査」を実施した。本調査は、大学生がどのような理由でアルバイトをしているのか、また、どのような働き方や悩みを抱えているのかなどを把握し、今後の労働環境の改善や必要な支援のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

調査の実施にあたっては、対象となる大学の授業日程等を考慮し、2025 年 7 月（以下「7 月調査」）および 2025 年 10 月から 2026 年 1 月（以下「10 月調査」）の 2 回に分けて実施した。調査対象は、今回調査に協力をいただいた埼玉大学 金井教授および U A ゼンセンのネットワークとの連携のもと、協力大学の教員を通じて授業等で配布し、同意した学生から回答を得る方法により実施した。参加大学は 28 大学であり、2 回の調査を通じた延べ参加大学数は 30 大学（重複を含む）で、有効回答数は 2,285 件である。

【主な調査結果のポイント】

- ・アルバイトの経験について、大学生の 83.0%が現在アルバイトをしている。
- ・現在アルバイトをしている大学生の就労状況をみると、業種は、外食（49.6%）・小売（22.9%）に約 7 割が集中している。仕事内容は「販売・接客系」が 65.3%を占める。対人サービス産業において学生アルバイトは欠かせない労働力になっている。
- ・アルバイトをする理由（第 1 位）は「趣味や交際費」が 57.1%で最多で、「生活費」22.6%も一定数を占め、生活維持の一部を担っている。
- ・アルバイト先を選ぶ際に重視したことは、「時給が高い」25.9%、「通勤が便利（家や大学から近い）」23.8%、「シフトが自由に決められる」18.8%が上位を占める。業種別にみると、小売では「通勤が便利」が最も多い。
- ・アルバイト先で「困ったことや不満に感じたこと」は約 6 割にのぼる。「賃金が上がらない」18.7%、「人手不足で予定より長く働かされる」15.7%、「シフトが直前まで決まらない」13.3%などである。学生アルバイトであっても、労働に関する典型的な問題が発生している。一方、これらの問題に対して「何もしなかった」が 56.0%を占め、労働組合に相談した例はない。
- ・カスタマーハラスメント（カスハラ）経験（見聞き含む）は 34.9%にのぼり、サービス産業特有のリスクが顕在化している。

発行：U A ゼンセン政策サポートセンター

supportcenter@uazensen.jp

（禁無断転載）

調査の概要

1. 回答者のプロフィール

(1) 個人属性

- ・ 回答した大学生の学年は、「1年生」(35.1%)と「2年生」(32.3%)が中心で7割近くが2年生以下である。「3年生」は24.6%、「4年生」は6.9%である。
- ・ 性別構成は「男性」が48.7%、「女性」が49.8%と半数ずつを占める。
- ・ 現在の住居は「自宅」が54.8%と過半数を占め、「下宿・アパート・その他」が37.7%、「学生寮(寄宿舎)」が7.0%である。

(2) 奨学金について

- ・ 「奨学金は申請していない」が51.2%と半数を占め、それ以外(複数選択)では、「奨学金・給付(返済不要)」が20.3%、「奨学金・貸与(無利子)」が18.5%、「奨学金・貸与(有利子)」が17.3%とそれぞれ2割前後を占める。給付または貸与を<受けている>割合は45.5%である。

(3) アルバイトの経験

- ・ 「現在アルバイトをしている」が83.0%と多数に及んでいる。そのほか、「過去にしたが現在はしていない」が8.1%、「アルバイトをしたことはない」が8.7%とそれぞれ1割弱ずつを占める。

2. 現在のアルバイト(現在アルバイトをしている大学生が対象)

(1) アルバイトの数

- ・ アルバイトの掛け持ちを「していない(アルバイト先は1つ)」(68.4%)が多数を占めるが、「2つ掛け持ちをしている」(24.7%)と「3つ以上掛け持ちしている」(5.6%)を合わせると約3割が2つ以上掛け持ちでアルバイトをしている。

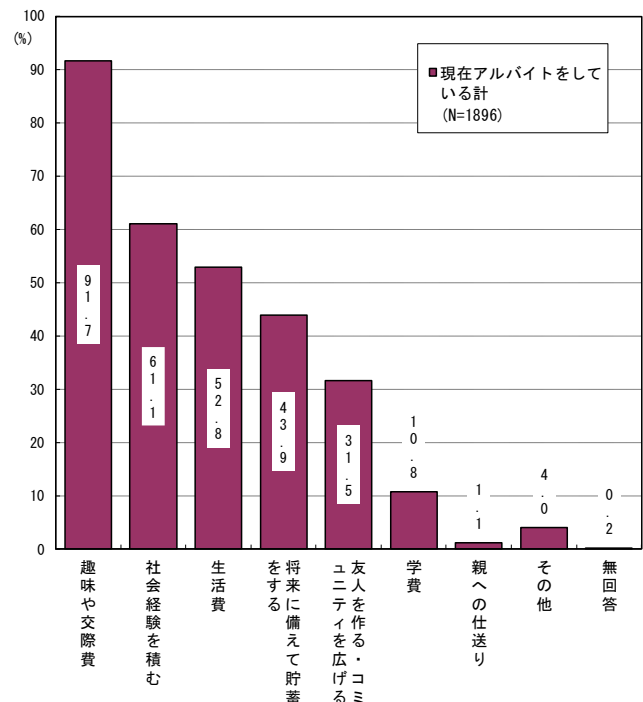
(2) 1ヶ月のアルバイト賃金と就業調整

- ・ 1ヶ月のアルバイト賃金は、「10万円以上」(11.1%)は1割程度で「5～10万円未満」が57.6%と6割近くを占める。1ヶ月あたりの平均のアルバイト賃金は64,731円(中央値:60,000円)である。
- ・ 親等の扶養の範囲内で働くために「調整している」(53.1%)が過半数を占め、「調整していない」(39.9%)を上回る。

(3) アルバイトをする理由

- ・ アルバイトをする理由（3 つ以内選択）をみると、「趣味や交際費」（91.7%）が 9 割超にのぼり、「社会経験を積む」（61.1%）が 6 割強、「生活費」（52.8%）も 5 割強を占める。以下、「将来に備えて貯蓄をする」（43.9%）が 4 割強、「友人を作る・コミュニティを広げる」（31.5%）が 3 割強で続いている。
- ・ 奨学金を受けている層では、約 3 人に 2 人が「生活費」をあげているほか、「学費」も 2 割弱を占め、奨学金を受けていない層を上回っている。

図 1 アルバイトをする理由（3 つ以内選択）



(4) 現在のアルバイト先

- ・ アルバイト先の業種は＜外食＞（「ファミリーレストラン」、「ファストフード」、「カフェ」、「居酒屋」、「その他・外食」（49.6%）が半数を占める。そのほか、＜小売＞（「スーパーマーケット」、「コンビニ」、「百貨店」、「ドラッグストア」、「その他・小売」）が 22.9%、「教育関連」が 8.6%、＜その他サービス＞（「カラオケ・パチンコなど」、「遊園地、テーマパークのスタッフ」、「ホテル・結婚式場スタッフ」、「スポーツジム」）が 6.9%である。

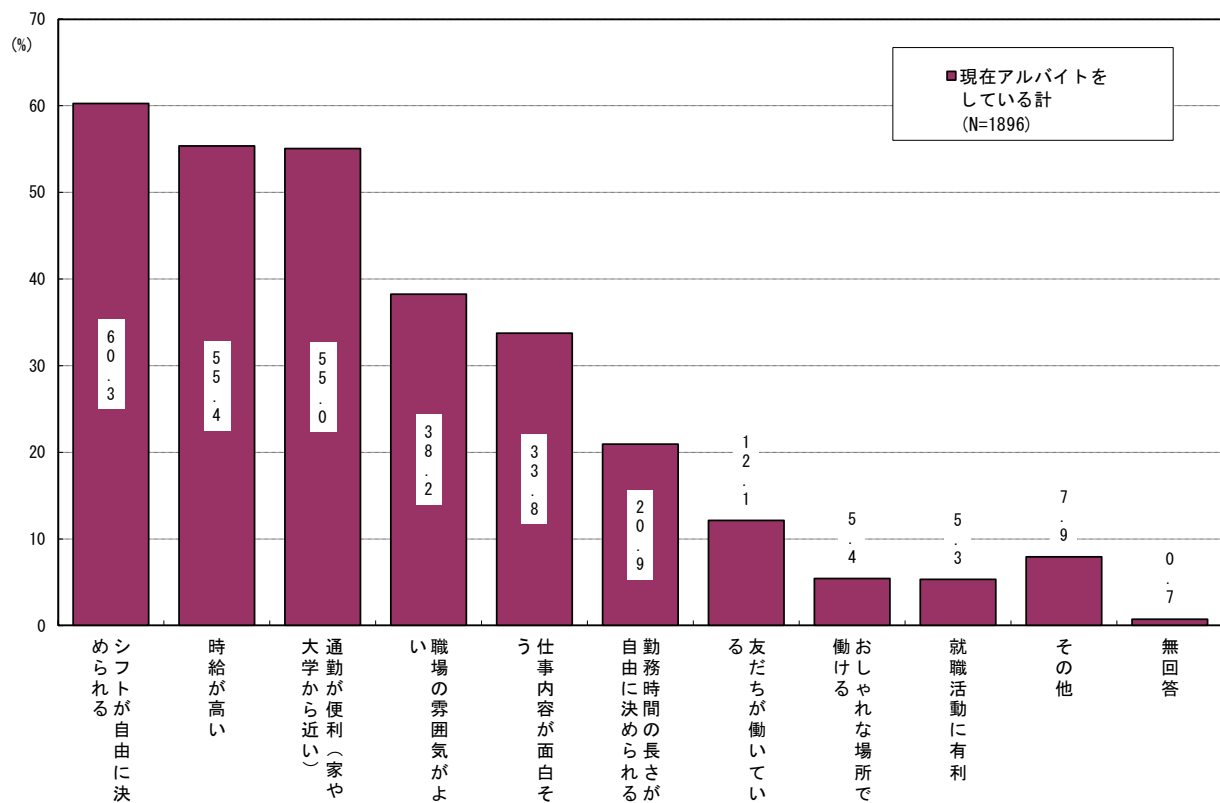
表 1 アルバイト先の業種

		小売計					外食計					その他サービス計					その他	わからない	無回答	件数			
		スーパーマーケット	コンビニ	百貨店	ドラッグストア	その他小売	ファミリーレストラン	ファストフード	カフェ	居酒屋	その他・外食		カラオケ・パチンコなど	遊園地、テーマパークのスタツフ	ホテル・結婚式場スタツフ	スポーツジム	教育関連（塾講師、家庭教師など）						
性別	現在アルバイトをしている計	6.1	4.2	1.2	2.5	9.0	22.9	6.4	7.2	7.3	10.9	17.8	49.6	1.9	0.6	2.8	1.5	6.9	8.6	9.3	0.6	2.1	1896
	男性	7.8	5.6	0.7	2.2	5.5	21.7	7.6	7.9	4.0	11.9	17.7	49.2	2.5	0.4	2.2	2.0	7.1	8.6	10.5	0.7	2.2	897
	女性	4.6	3.1	1.6	2.6	12.1	24.0	5.2	6.6	10.3	10.2	18.2	50.6	1.3	0.8	3.5	1.1	6.8	8.7	7.8	0.5	1.7	977

(5) アルバイト先を選ぶ際に重視したこと

- ・ アルバイト先を選ぶ際に重視したこと（3 つ以内選択）は、「シフトが自由に決められる」が 60.3%と最も多く、これに「時給が高い」（55.4%）と「通勤が便利」（55.0%）が 5 割台半ばで続き、以下、「職場の雰囲気がよい」（38.2%）、「仕事内容が面白そう」（33.8%）、「勤務時間の長さが自由に決められる」（20.9%）などとなっている。

図2 アルバイト先を選ぶ際に重視したこと（3 つ以内選択）



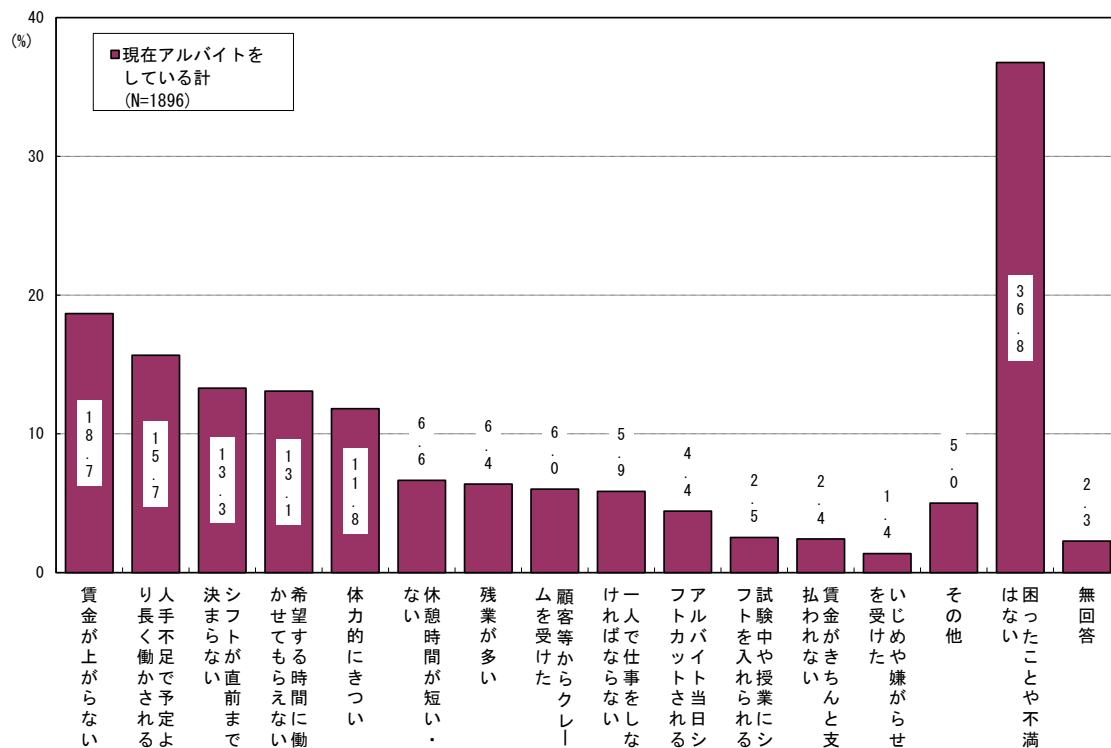
(6) 雇用契約書と給与明細の受け取り

- ・ 雇用契約書を「受け取った」は 67.1%を占め、「受け取っていない」（9.8%）は 1 割程度にとどまっている。ただし、「覚えていない・わからない」（21.1%）も 2 割強を占める。
- ・ 外食で「受け取った」（61.2%）が 6 割強と他の業種に比べて 10 ポイント以上少なく、「受け取っていない」が 13.4%、「覚えていない・わからない」が 23.8%を占める。
- ・ 給与明細の受け取りについては、「受け取っている」が 86.2%と多数に及んでいる。一方、「受け取っていない」は 12.4%である。

(7) 困ったことや不満に感じたこと

- ・ 「困ったことや不満はない」は36.8%にとどまり、残りの6割程度の学生が何らかの困ったことや不満を感じている。具体的な内容を見ると、「賃金が上がらない」(18.7%)、「人手不足で予定より長く働かされる」(15.7%)、「シフトが直前まで決まらない」(13.3%)、「希望する時間に働かせてもらえない」(13.1%)、「体力的にきつい」(11.8%)がそれぞれ1割台を占め、上位にあげられている。
- ・ 業種別にみると、「困ったことや不満はない」比率は外食でやや少ない。また、外食では「希望する時間に働かせてもらえない」、教育では「休憩時間が短い・ない」、「残業が多い」、「賃金がきちんと支払われない」が他の業種に比べて多くなっている。

図3 困ったことや不満に感じたこと（複数選択）



(8) アルバイト先の労働組合について

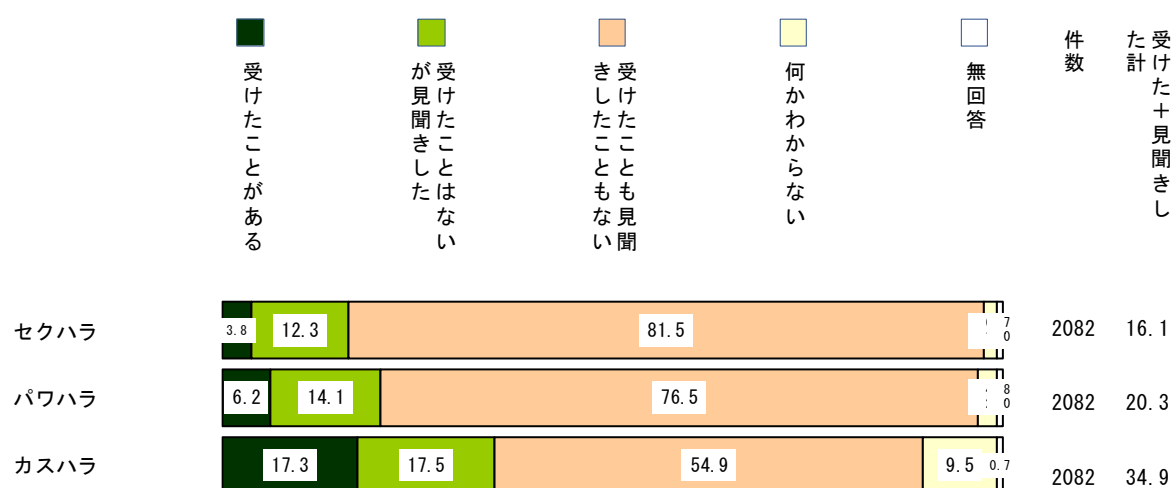
- ・ 「労働組合があるかどうか分からない」が78.5%と8割近くに及び、労働組合の有無を認識しているのは2割程度にとどまる。「労働組合がある・組合員である」は5.6%で、これに「労働組合がある・組合員ではない」(5.3%)を合わせた＜労働組合がある＞は10.9%である。
- ・ 小売では、「労働組合があるかどうか分からない」が相対的に少なく、＜労働組合がある＞は17.9%と他の業種に比べて多い。
- ・ 組合に加入していると回答した106名のうち、組合のイベントに「参加したことがある」割合は5.7%である。

3. アルバイト先でのハラスメントの経験（アルバイト経験がある大学生が対象）

(1) ハラスメントの経験

- ・ ハラスメントを「受けたことがある」割合は、セクハラが 3.8%、パワハラが 6.2%、カスハラが 17.3%である。これに「受けたことはないが見聞きした」を合わせた＜受けた＋見聞きした＞割合をみると、セクハラ（16.1%）とパワハラ（20.3%）が 2 割前後、カスハラ（34.9%）については 3 割台半ばを占める。
- ・ カスハラについて、業種別にみると（現在アルバイトをしている人が対象）、「受けたことがある」は小売で 24.6%と最も多く、外食（18.6%）やその他サービス（17.6%）でも 2 割近くを占める。＜受けた＋見聞きした＞は小売で 47.8%と 5 割近くに及んでいる。

図 4 アルバイト先でハラスメントを受けたことの有無



(2) ハラスメントの経験による影響

- ・ セクハラ、パワハラ、カスハラのいずれかを「受けたことがある」学生のハラスメントの経験による影響（複数選択）をみると、「特に影響はなかった」（30.9%）は 3 割にとどまる。具体的な影響としては、「仕事へのモチベーションが下がった」（53.6%）が 5 割強、「アルバイトに行きたくなくなった」（36.6%）も 4 割近くを占め、上位にあげられている。
- ・ ハラスメントのなかでも、パワハラを受けたことがあると回答した層で、何らかの影響が出た割合が多く、3 人に 2 人が「仕事へのモチベーションが下がった」や「アルバイトに行きたくなくなった」をあげている。

(3) ハラスメントを受けたあとの行動

- ・ セクハラ、パワハラ、カスハラのいずれかを「受けたことがある」学生のハラスメントを受けたあとの行動（複数選択）は、「特になにもしなかった」（31.2%）が3割を占めるものの、「アルバイト先の同僚に相談」（30.7%）や「アルバイト先の正社員などに相談」（26.8%）が3割前後、「家族に相談した」（23.7%）、「アルバイト先以外の友人に相談」（22.4%）が2割強ずつを占める。

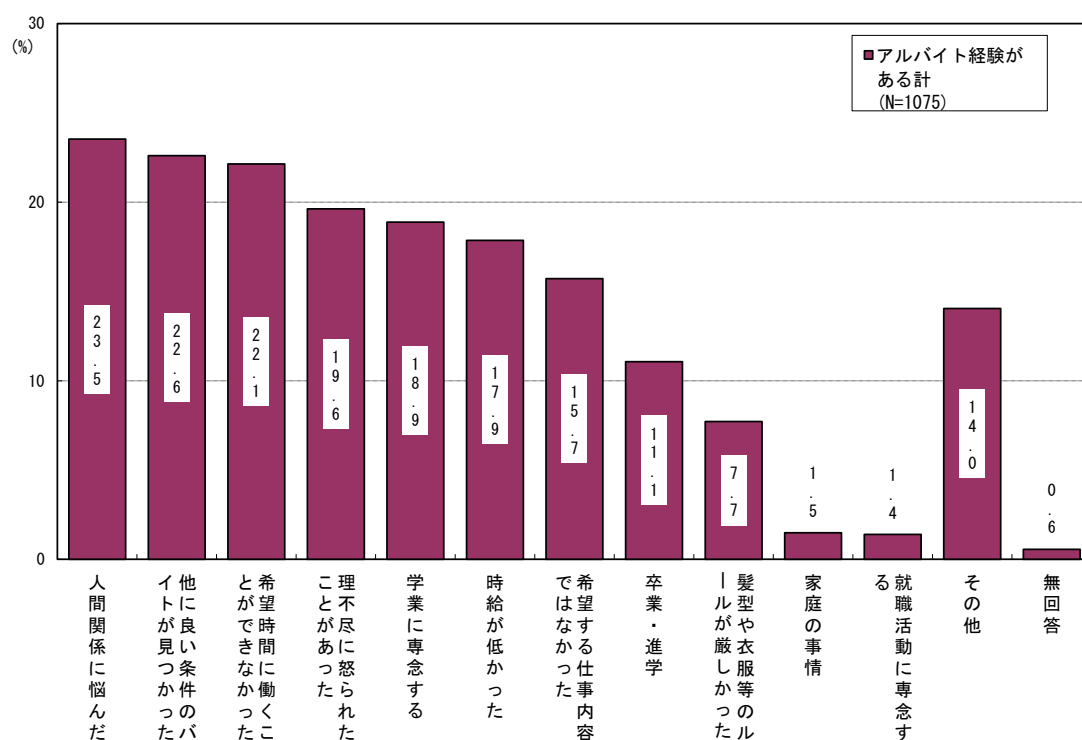
(4) カスハラについての学習や情報の入手

- ・ 「カスハラが何かわからない」と回答した以外の層に対して、「カスハラ」についての学習や情報の入手について複数選択でたずねたところ、最も多かったのは「インターネット・SNS」（50.7%）で5割がこれをあげている。以下、「テレビ番組」（44.6%）が4割強、「大学の授業」（26.0%）が3割近くで続いている。
- ・ 現在アルバイトをしている学生を対象に業種別にみると、小売では「アルバイト先での研修」と「店舗などに掲示しているポスター」が2割前後ずつを占め、他の業種に比べて多い。

4. アルバイトを辞めた理由（アルバイトを辞めたことがある大学生が対象）

- ・ 「人間関係に悩んだ」（23.5%）、「他に良い条件のアルバイトが見つかった」（22.6%）、「希望時間に働くことができなかった」（22.1%）が上位を占め、いずれも2割強を占める。これに、「理不尽に怒られたことがあった」（19.6%）、「学業に専念する」（18.9%）、「時給が低かった」（17.9%）、「希望する仕事内容ではなかった」（15.7%）などが続いている。

図5 アルバイトを辞めた理由（複数選択）



5. 労働組合について

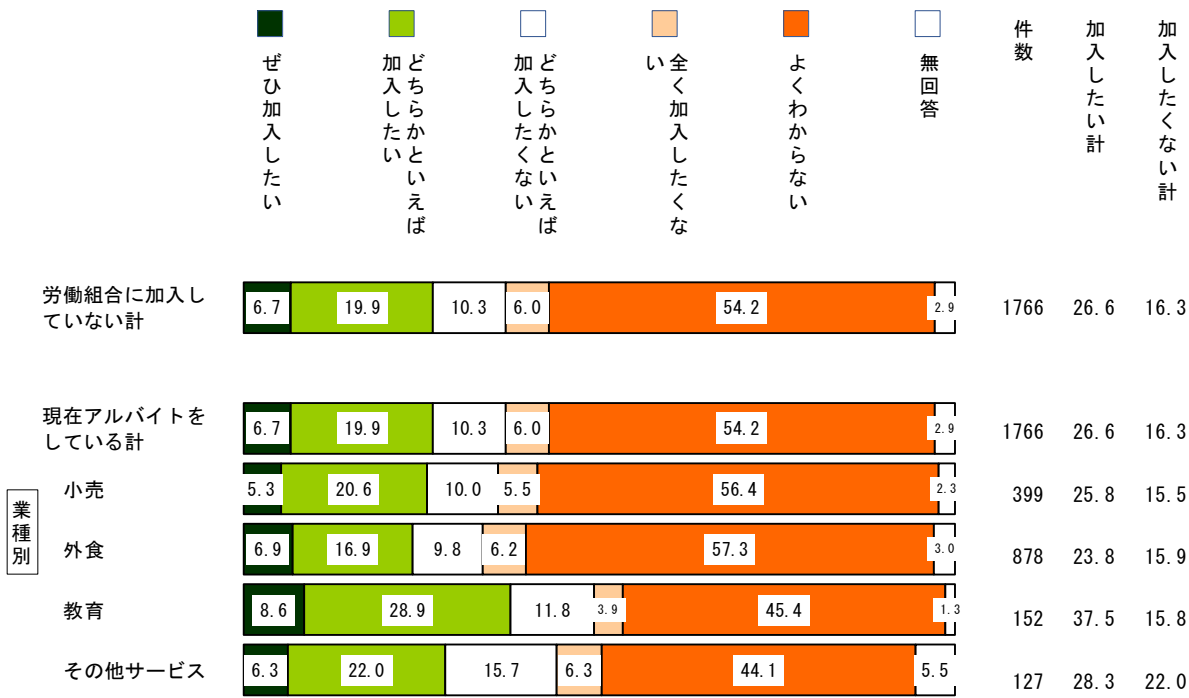
(1) 労働組合についての学習や情報入手

- 労働組合についての学習や情報入手の方法（複数選択）については、「大学の授業」が 61.2% と最も多く、「インターネット・SNS」(28.7%) が 3 割弱、「テレビ番組」(20.0%) が 2 割、「新聞や雑誌」(9.4%) と「アルバイト先」(8.2%) が 1 割ずつを占める。

(2) アルバイト先に労働組合があった場合の加入希望

- 現在、労働組合の組合員ではない学生を対象に、アルバイト先に労働組合があった場合の加入希望をみると、「よくわからない」が 54.2% と過半数を占める。それ以外では、「ぜひ加入したい」が 6.7%、これに「どちらかといえば加入したい」(19.9%) を合わせた＜加入したい＞は 26.6% を占め、＜加入したくない＞を上回る。
- 現在アルバイトをしている層を対象に業種別にみると、小売と外食で「よくわからない」が 6 割近くを占め、教育やその他サービスを上回る。また、＜加入したい＞割合は教育で 4 割近くを占め、他の業種を大きく上回っている。

図 6 労働組合への加入希望



以上

調査実施にあたって

埼玉大学 経済学部

教授 金井 郁

この報告書は、2025 年 7 月から 2026 年 1 月の間に実施した「大学生アルバイト実態調査」の回答を集計し、調査結果としてまとめたものである。

埼玉大学金井ゼミでは、労働問題や労働組合について調査研究を進めてきた。その中で、大学生アルバイトにとって労働組合とはどういう役割や機能を持つものなのか、という「素朴な」疑問が学生から上がった。学生アルバイトを雇用している会社では、学生アルバイトに多くの労働力を依存していることが多い。一方で、多くの学生アルバイトは、企業や労働組合にとっては長くても学生時代の 4 年間だけの在職となることが予想されること、学生にとっても一時的な所得を得る手段、社会経験を積む手段としてアルバイトを認識するなど、企業・労働組合・学生アルバイトともに「労働者」としての位置づけがあいまいであることが話し合われた。こうした労働者としての曖昧な位置づけによって、ほかの非正規労働者と比べると学生アルバイトの実態調査そのものが少ない原因であることも考えられた。そこで、問題意識を共有する U A ゼンセン政策サポートセンターとともに、学生アルバイトの就労実態や意識、ならびに労働組合との関わりについて明らかにすることを目的に WEB 調査を実施することとなった。

具体的な質問項目は大きく 6 の分野から構成され、①奨学金の有無や居住状況などを含めた回答者の属性、②現在行っているアルバイトの実態（労働時間、賃金、困ったことや不満の有無など）、③アルバイト先でのハラスメント経験、④アルバイトを辞めた経験、⑤スポットバイトの経験、⑥政策に対する意識・労働者の権利に関する認知である。調査配布の方法は、我々のつながりのなかから調査にご協力いただける大学・教員に依頼し、授業等で配布してもらい、承諾した学生に回答してもらうという方法をとった。そのため、労働に関する授業での配布が多くなったことが一つの特徴である。また、授業期間中に配布するため、「第 1 回（2025 年 7 月）」と「第 2 回（2025 年 10 月～2026 年 1 月）」に、教員のタイミング・やり方で配布してもらった。学生アルバイトの賃金に最も影響を与えると考えられる最低賃金のグループ間がまたがるよう地域にも配慮した。28 大学の学生から有効回答数 2,285 件の調査協力を得られ、また男女比率もほぼ半数を占めるものとなった。また、アルバイトをしている層（1,896 件）について、アルバイト先の都道府県（ランク）は A ランク：1,019 件、B ランク：511 件、C ランク：349 件、NA：17 件と、地域的にも広がりを持った調査を行

うことができた。

各質問項目に関する集計結果は報告書をご一読いただきたいが、学生アルバイトの実態から浮かび上がる論点を4つ挙げたい。

- ① 学生がアルバイトをする理由は、第1位「趣味や交際費のため」(57.1%)が6割近くを占めるが「生活費」(22.6%)も2割強いる。「趣味や交際費のため」といっても、サークル活動やゼミ活動を行う費用も含まれると考えられ、大学生が学生生活を送る上で欠くことのできない費用を学生がアルバイトをして賄っているといえ、学生に対する公的な経済支援が薄い日本の現状が浮かび上がる。本調査では、[A：学費や生活費に対する給付型奨学金や公的支援を充実させて、親に頼らず、かつ、学生が働かなくても大学生生活を送れるように環境を整えるべきである]と[B：扶養の上限を見直し、希望する学生がより多くの時間働けるようにして、学費や生活費を自力で賄えるようにするべきである]の2つの考え方を示して、どちらの考えに近いかが回答してもらった。その結果をみると、<Aに近い>（「Aに近い」+「どちらかといえばA」）が58.9%と6割近くを占め、<Bに近い>（「Bに近い」+「どちらかといえばB」：38.7%）を大きく上回っている。若者の多くが「年収の壁」の緩和ではなく、社会政策として若者への経済的支援（給付型奨学金など）を充実させることを望んでいることが明らかとなった。
- ② 学生アルバイトは「労働者」であるため、他の雇用形態と同様、処遇改善等を検討する対象である。しかし、学生アルバイトの1週当たりの労働時間は「10-19時間」が55%と過半を占め、平均労働時間は14.3時間である。1年以上働く者は5割以上おり、学生アルバイトとしては定着がみられるが勤続年数は1.3年と短い。これらの特徴を前提にすると、他の労働者の処遇改善のロジックとは異なるものが必要となる。パートタイム労働者等ほかの非正規労働の処遇改善は、質的に基幹化することに対応して、処遇の改善を行うことが目指されてきた。しかし、学生アルバイトを基幹化する方向で処遇改善を考えることは、学業を主とする学生アルバイトとはなじまない。どのような論理で処遇改善できるのかを労使ともに考える必要がある。
- ③ その際に重要な視点は、学生アルバイトの処遇を検討することは正社員の処遇を考えるということである。現在の日本企業の雇用ポートフォリオのあり方は、責任主体としての正社員と、「責任」を免れる「非正社員」という区分がなされ、処遇格差を説明する要素としても使われてきた。特に学生アルバイトとパートのなかでも、この「責任」の程度にグラデーションが慣行的に作られることが多い（学生アルバイト<パート）。この「責任」には、正社員は誰かの遅刻・欠勤の穴埋めをすることなどが求められ、正社員が休憩・休息がとれず長時間働くことが

促されている。一方で、一部の職場では仕事が円滑に運営されることを目的に、学生アルバイトを休ませない、もしくは代替要員を自分で見つけるまで休ませない、といったことも散見される。処遇改善といった時に、学生アルバイトだけが、自由に休憩・休暇を取れることを求めることではない。正社員や他の非正規労働者も含めて、ディーセントな働き方をするには何が必要なのかを学生アルバイトのあり方を含めて考えることが労働組合には求められる。

- ④ 若者（学生）にとって、最初に労働組合と出会う場が、学生アルバイトの職場である可能性が高い。労働組合の役割や機能を学生アルバイトが理解することが、その後の（別の会社で働くことになった場合でも）労働組合への認知、活動に影響を与えられと考えられる。本調査からは、アルバイト先の労働組合の有無については、「労働組合があるかどうかわからない」が78.5%と8割近くに及んでいる。さらに、現在、労働組合の組合員ではない学生を対象に、アルバイト先に労働組合があった場合の加入希望をみると、「よくわからない」が54.2%と過半数を占める。学生アルバイトを組織化していなくとも、学生アルバイトは正社員の働き方、労働組合の活動をみている。労働組合は、労働組合の役割や機能、ひいては意義について、学生アルバイトの認知を職場で高めていく必要がある。

本報告書が、学生アルバイトの実態を明らかにして、労働組合として学生アルバイトにどのように向き合っていくのかを検討する端緒となれば幸いである。

以上